

南相馬市個人情報保護条例の一部改正（素案）について

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴い個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の保護を図るため改正を行うもの。

2 条例改正の趣旨

番号法が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月から「個人番号」の利用が開始される。

番号制度導入に伴い、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続の簡素化・負担軽減が実現でき、これら業務の実施過程において、多くの「特定個人情報」が利活用される。

一方、個人番号が不正に取り扱われると個人番号をキーに集約された特定個人情報が不正に閲覧・漏えいされたりするなど様々な問題が懸念されるため、番号法では、特定個人情報を取り扱う者にはこれまで以上に厳格な情報管理・保護措置を講じている。

番号法第31条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いや開示、訂正、利用の停止等を実施するため必要な措置を講じなければならない旨を規定している。

このことから、本市が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるため、条例を改正するものである。

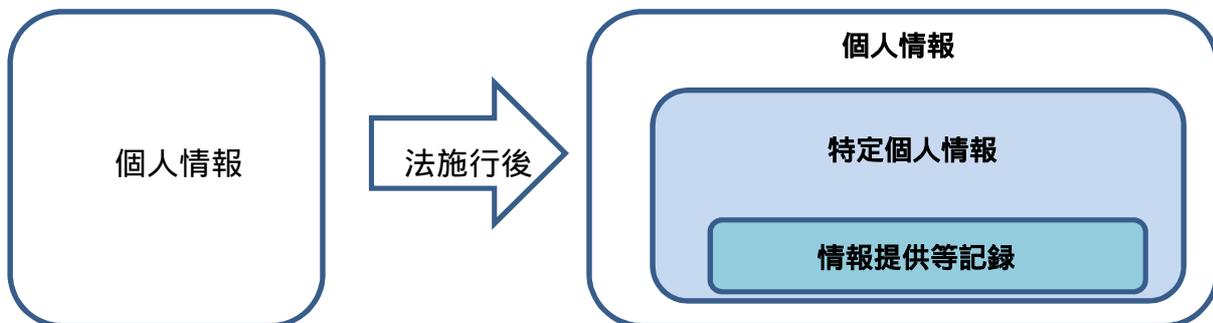
3 主な改正内容

（1）定義の改正

番号法で新たに定義された「特定個人情報」「情報提供等記録」等の用語を、条例で定義するもの。

- ・ 特定個人情報：個人番号を含む個人情報
- ・ 情報提供等記録：どの機関の間で、どの特定個人情報の項目がやりとりされたかなどを記録したもの。

番号法導入後の個人情報、特定個人情報及び情報提供等記録



（２）特定個人情報に係る改正

番号法第 29 条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第 30 条では情報提供等記録について、特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用及び提供に関する規定などについて個人情報保護 3 法（行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法）の読替規定を定めている。本読替規定は、地方公共団体については適用されないことから、番号法第 29 条及び第 30 条の趣旨を踏まえ、次のように改正するもの。

項目	改正内容		理由
	番号法第 29 条関係 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）	番号法第 30 条関係 情報提供等記録	
目的外利用に関する規定	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合以外は、利用目的以外での利用を禁止 【条例第 11 条の 2 に規定】	目的外利用を禁止する。 【条例第 11 条の 3 に規定】	・ 個人情報の目的外利用については、法令に基づく場合や本人の同意がある場合などを目的外利用の禁止の例外としている。 ・ 番号法では特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用を生命等保護のために限定。 ・ 情報提供等記録の目的外利用は一切禁止。
提供の制限に関する規定	番号法第 19 条の各号に該当する場合に提供できる。 【条例第 11 条の 4 に規定】		・ 提供については番号法第 19 条において特定個人情報の提供禁止及び例外規定を定めている。
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 27 条に規定】	本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求を認める。 【条例第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 19 条、第 20 条に規定】	番号法では、特定個人情報の適正な取扱い及び正確性を確保するためには、本人参加の権利の保障が重要と考え、本権利を容易に実現できるように本人・法定代理人に加えて任意代理人を認めている。
情報提供等記録の訂正の通知	特定個人情報の訂正通知の規定は、個人情報の訂正通知と同様の扱いで行うもの。	訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知 【条例第 24 条関係】	番号法では、情報提供等記録は、情報照会者、情報提供者、その仲介を行う情報ネットワークシステム設置者（総務大臣）の 3 者で記録・保管されるもので、訂正があった場合は、3 者で共有しなければならない。
利用停止の請求の条件に関する規定	次の違反があった場合に利用停止請求を認める。 目的外利用制限違反	利用停止請求を認めない。	番号法では、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について番号法に違反する行為のうち不適正なものが行われ

<p>する規定</p>	<p>収集制限・保管制限違反 ファイル作成制限違反 提供制限違反 【条例第26条に規定】</p>		<p>た場合に利用停止請求を認めている。</p>
<p>他の法令等による開示の実施との調整</p>	<p>他の法令等の規定により開示することができる場合であっても、条例による開示の実施を認める。 【条例第34条に規定】</p>		<p>番号法において、個人が簡単に特定個人情報等を閲覧することができるウェブサイト「マイポータル」が新設されるため、他の法令による開示が実施される場合であってもマイポータルによる開示の実施の方が国民の利便性に資する場合が多いものと考えられる。このことから、番号法においては他の法令により同一方法の開示が定められている場合についても番号法に基づく開示を認めている。</p>

（3）施行期日

- ・ 情報提供等記録に係る部分以外の改正 平成27年10月5日
- ・ 情報提供等記録に係る部分の改正 平成29年 1月1日

4 今後の予定

- 6月15日～7月4日 パブリックコメント
- 7月15日 個人情報保護審査会
- 9月議会提案

【参 考】 個人情報の保護に係る個人情報保護法と番号法との関係性

番 号 法	
<p>行政機関個人情報保護法等 の特例番号法第29条・第30条</p>	<p>地方公共団体が保有する 特定個人情報の保護31条</p>

【民間事業者】

【行政機関】

【独立行政法人】

【地方公共団体】

<p>個人情報取扱事業者の義務等(第4章~第6章)</p>	<p>行政機関個人情報保護法</p>	<p>独立行政法人等個人情報保護法</p>	<p>個人情報保護条例</p>
<p>個人情報保護法 ・ 基本理念（第1章） ・ 国及び地方公共団体の責務等（第2章） ・ 個人情報の保護に関する施策等（第3章）</p>			